いじめ防止基本方針(令和6年改訂)

1 いじめ防止の基本方針

校訓「創造・実践」のもと、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを防ぎ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止・いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

- (1) 「池田高校いじめ基本方針」を定める意義
 - ア 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となるため。
 - イ 対応の方針を示すことで、生徒や保護者の安心感やいじめ抑止につながるため。
 - ウ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで、加害者への支援につながるため。
 - エ 保護者や地域住民等と共通理解を持つことで、多くの目で生徒を守り、育てることにつながるため。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは「本校生徒に対して、当該生徒以外の本校生徒等、一定の人的関係による生徒が行う心理 的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の 対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 具体的ないじめの様態

- 冷やかしやからかい、悪口をいわれる
- 仲間はずれや無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
- 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする
- ・メールや無料通話アプリ (SNS等) で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする

(3) いじめの解消

ア 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること(苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者に面談等で確認する)。

(4) いじめ防止のための基本理念

本校すべての生徒、教職員、保護者が「いじめは、どの学校・どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」 の認識に立ち、いじめ防止のため、次の4つの基本理念と4つのルールを定める。

<4つの基本理念>

- アいじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を行う。
- イ いじめを受けた生徒の立場に立ち、生徒を守る。
- ウいじめを行う生徒に対し、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- エ 保護者との信頼関係づくりに努めると共に、地域・関係機関との連携協力を進める。

<4つのルール>

- ア 私たちは他の人をいじめません。
- イ 私たちはいじめられている人を助けます。
- ウ 私たちは、仲間外れにされている人を仲間に入れます。
- エ 私たちは、もし誰かがいじめられているのを見たり知ったりした時は、学校の先生方か、家族の大人に伝えます。

2 いじめ防止の組織と対応

(1) 日常の指導体制 (別紙1 校内指導体制、別紙2 チェックリスト 参照)

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、管理職、生徒指導部長、年次主任、養護教諭等、複数の教職員による委員会を組織する。また、必要に応じ、心理等に関する専門知識を有する関係者や外部関係機関との連携を図る。いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒のささいな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するための手立てを講じる。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じ、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うために、年間指導計画に基づき、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修等を行う。

- (3) 特に配慮が必要な生徒
 - ア発達障がいを含む障がいのある生徒。
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等外国につながる生徒。
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒。
 - エ 震災等により被災した生徒。または、避難している生徒。
- (4) 緊急時の組織的対応 (別紙3 組織的対応 参照)

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集・記録、情報の共有によりいじめの事実確認を行い、いじめの解決に向けた迅速かつ組織的な対応を行い解消をめざす。

- 3 ネットいじめへの対応
 - (1) ネットいじめとは

文字や画像を用い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や「掲示板」等に送信する行為や特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をすること。また、「掲示板」等に特定生徒の個人情報を掲載する行為を指し、いずれの場合も犯罪行為である。

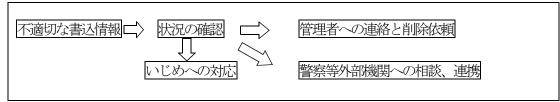
- ※インターネットを通じた誹謗中傷などは本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でもいじめ と同様の対応をします。
- (2) ネットいじめの予防
 - ア 保護者への啓発活動

例 フィルタリング、保護者の見守り、啓発資料の作成・配布 等

- イ 情報教育活動の充実
 - 例 教科「情報」での情報モラル教育の充実、携帯電話マナー講座等講演会、学習会の実施、 啓発資料の作成・配布 等
- (3) ネットいじめへの対応
 - ア ネットいじめの把握

「被害者からの訴え」、「閲覧者からの情報」、「ネットパトロール」等により状況を把握する。

イ 不適切な書き込みへの対応



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

を指し、アは「身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケース」、イは「年間30日程度の欠席」が想定されるが、いじめを受ける生徒の状況により判断する。

(2) 重大事態への対応

委員会の審議等を基に、校長が重大事態と判断した場合、次のように対処する。

- ア 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会十勝教育局(以下、教育局)に報告する。
- イ 教育局との協議、指導の上、当該事案に学校全体で組織的に対応する。
- ウ 必要に応じ、専門的知識・経験を有する外部専門家(保護司、民生児童委員等)を組織に加え、事態の解決にあたる。
- エ 法を犯す行為や、暴力行為に対して、警察等の外部機関と連携し事態解決にあたる。
- オ 調査結果について、いじめをうけた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

校内指導体制 別紙1

管 理 職

- ・いじめ防止基本方針
- ・「いじめは決して許されない」「いじめ根絶」方針
- ・学校全体で取り組む姿勢、職場環境の醸成
- ・保護者、地域との連携

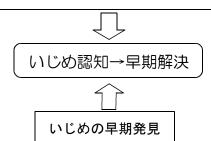
いじめ対策委員会

構 成 校長、教頭、生徒指導部長、年次主任、養護教諭(※1)

役 割 ・いじめ防止年間指導計画の作成、実施、評価、改善

- ・いじめに関するアンケート実施、集計、結果等情報整理、分析
- ・校内研修会の計画、実施
- ・いじめが疑われる事案の事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針作成(※2)

※1→事案の状況に応じ、関係職員、スクールカウンセラー、PTA役員、外部機関 ※2→特別支援委員会と兼ね、指導・支援の状況に応じ個別の支援計画作成等を行う こともある。



いじめの未然防止

- ●学習指導の充実
 - ・学習における規律づくり
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・生徒が意欲的に取り組む授業づくり
- ●特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動への積極的な参加
 - ・生徒会活動におけるいじめ防止活動の推進
- ●教育相談の充実
 - 生徒面談の定期的実施
 - スクールカウンセラーの活用
- ●人権教育の充実
 - 人権意識の高揚
- ●情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・ネット犯罪防止教育
- ●保護者、地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開、保護者懇談会の実施
 - ・地域連携会議、行事への参加
 - ・ 啓発資料の作成、配布

●情報の収集

- ・教職員による生徒観察
- ・教職員による日常的な生徒への声かけ
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒、保護者、地域からの情報
- ・授業時、休み時間等の巡回指導
- いじめに関するアンケート実施
- ・生徒面談、保護者懇談における情報
- ・教育相談からの情報
- ・個人面談からの情報
- ●相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
 - ・誰にでも気軽に相談できる校内環境整備
 - ・スクールカウンセラーの活用
- ●情報の共有
 - ・情報報告の徹底
 - ・全職員の情報共有(職員会議等)
 - ・要配慮生徒に係る実態把握
 - ・ 引継事項の徹底

いじめが起こりやすい・起こっている集団

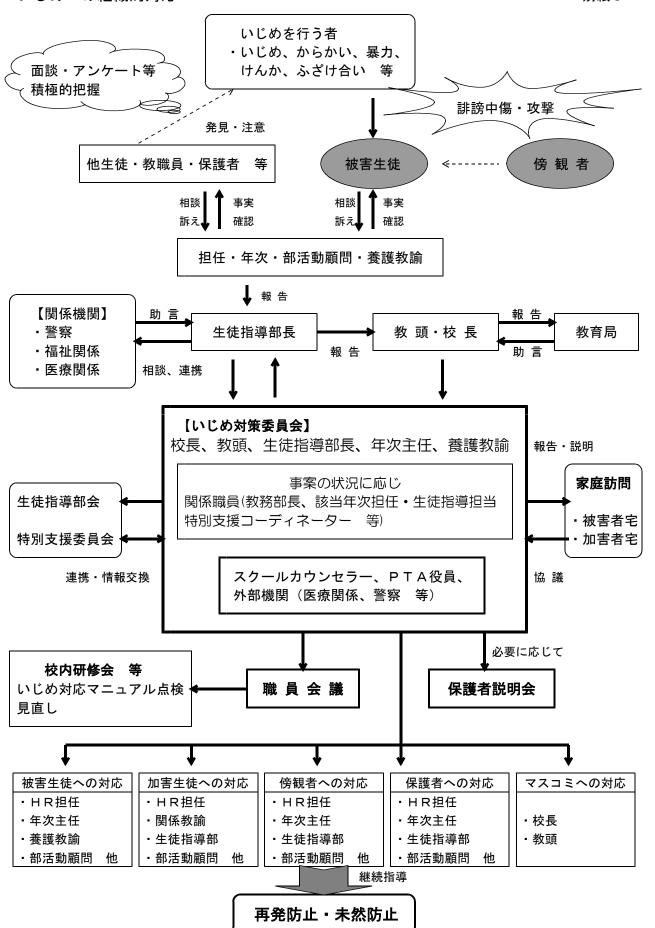
□朝いつも誰かの机が曲がっている □掲示物が破れていたり落書きがあったりする	口教職員がいないと掃除がきちんとできない	
口特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある	口些細なことで冷やかしたりするグループがある	
口学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる 口自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある		
: 口授業中、教職員に見えないようにいたずらをす 	する 	

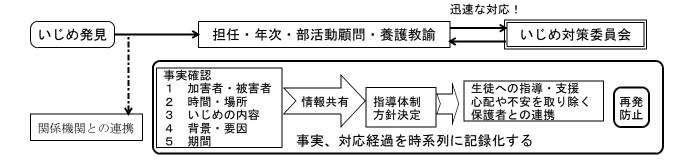
いじめられている子

口わざとらしくはしゃいでいる	口おどおど、にやにや、にたにたしている
口下を向いて視線を合わせようとしない	口顔色が悪く、元気がない
口早退や一人で下校することが増える	□遅刻・欠席が多くなる
口腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	口ときどき涙ぐんでいる
口いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにし	している
口友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛	愛想笑いをしたりする
◎授業中・休み時間	
口発言すると友だちから冷やかされる	ロー人でいることが多い
口班編制の時に孤立しがちである	□教室へいつも遅れて入ってくる
口学習意欲が減退し、忘れ物が増える	□教職員の近くにいたがる
口決められた座席と違う席に座っている	
◎昼食時	
口好きな物を他の子どもにあげる	口他の子どもの机から机を少し離している
口食事の量が減ったり、食べなかったりする	口食べ物にいたずらされる
口教室で一人離れて食べている	口昼食時になると教室から出て行く
│◎清掃時	
口いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	ロー人で離れて掃除をしている
◎その他	
ロトイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	口持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
口持ち物が壊されたり、隠されたりする	口理由もなく成績が突然下がる
口部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	口服に靴の跡がついている
ロボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	口手や足にすり傷やあざがある
口けがの状況と本人が言う理由が一致しない	
口必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	

いじめている子

,		
口多くのストレスを抱えている	口家や学校で悪者扱いされていると思っている	
口あからさまに、教職員の機嫌をとる	口特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ	
□教職員によって態度を変える	□教職員の指導を素直に受け取れない	
ログループで行動し、他の子どもに指示を出す	口他の子どもに対して威嚇する表情をする	
口活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う口発言の中に差別意識が見られる		
口教師が近づくと、集団が黙り込む	□教師が近づくと、集団が分散する	





被害生徒への対応(1受容→2安心→3見通し→4自信・回復→5成長)

- 1 つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 2 「最後まで守る」「秘密を守る」ことを伝え、学校は見方であることを示す。(具体的支援内容を示す)
- 3 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 4 自尊感情を高める配慮を行う。(自信を持たせる声かけ など)
- 5 自立の支援、自己理解の深化を通じ、いじめを克服させる。

※共に考え、共に行動するなかで、いじめを克服する力を身につける。

加害生徒への対応 (1確認・傾聴→内省→処遇→相談・連携→5回復)

- 1 事実関係、背景、いじめた側の気持ちにも目を向け指導する。
- 2 「いじめは絶対に許されない行為」であることを気付かせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導を行う。
- 3 毅然とした姿勢、事の重大さを認識させるよう粘り強い指導を行う。
- 4 警察への相談、通報すべき事案は、速やかに関係機関と連携する。
- 5 表面的な解決だけを見ず、継続して必要な指導を行う。

※心理的孤立感、疎外感を与えない等の教育的配慮を伴う指導を行う。

被害生徒保護者への対応

- 1 迅速かつ正確に事実を確認すると共に、今 後の対応について、保護者の思いを聞き、 誠実な対応を通じ、信頼関係を構築する。
- 2 いじめ防止の方法について、保護者と十分 な協議を行う。
- 3 いじめ解決に向けた学校の方針、対応への 理解を求める。
- 4 継続した家庭との連携を図る。

保護者からの相談への対応

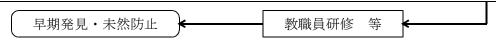
- 1 いじめに関する相談は平素の相談以上に丁寧な対応を心がけ、十分な事実確認を行う。
- 2 いじめの事実確認ができない場合は、学校の対応方法を丁寧に説明の上、理解を求め、 継続した見守りを行うことを伝える。

加害生徒保護者への対応

- 1 速やかに正確に事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- 2 保護者の心情を理解し、訴えを聞く。
- 3 いじめ防止に向けた方法について、保護者 と協議する。
- 4 具体的な助言を行い、生徒の立ち直りへの 協力を求める。
- 5 被害者への謝罪等について話し合う。

傍観者、クラスへの対応

- 1 見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- 2 クラス等、集団で被害にあった生徒の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった心の弱さに焦点を当て指導する。
- 3 いじめに関するマスコミの報道や、体験事例等をもとにいじめについて考え、自分たちの問題として意識させる。
- 4 クラス、年次、学校全体の問題として、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す。



ネットいじめへの対応

書き込み確認、内容保存 いじめ発見・相談 掲示板管理者へ削除依頼 警察等外部機関へ相談

生徒への指導ポイント

- 1 掲示板等ネット上の誹謗中傷等の書き込みを行うことは「いじめ」であり、決して許されるものではない。
- 2 スマートフォンを含め、ネット利用のマナーを守ることは自分へのリスク回避につながる。 (LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は消すことができない。他へ簡単にリンクされる。GPS位置情報によりストーカー 被害等の犯罪に巻き込まれる可能性があること等、について繰り返し指導する)

※教職員の情報モラル指導力向上、保護者への啓発、地域との連携強化